

総合事業 Q&A

質問日	平成 30 年 1 月 23 日	質問者	根室ケアマネジャー連絡協議会
-----	------------------	-----	----------------

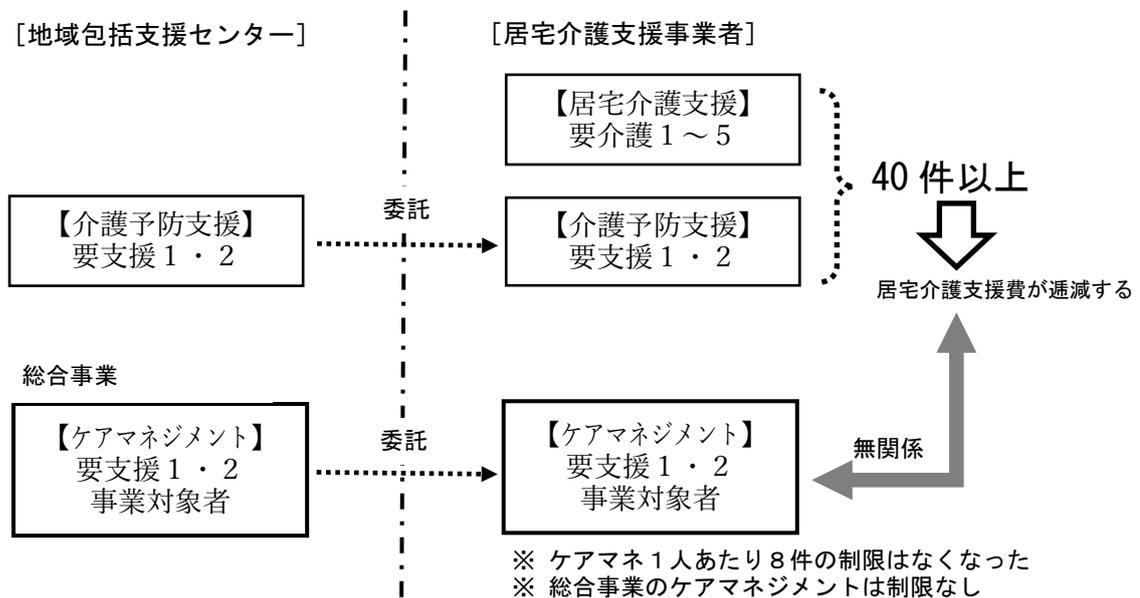
○介護予防ケアマネジメントについて

【質問要旨】

総合事業のサービスのみを利用する場合の介護予防ケアマネジメントの受託件数に制限はあるのか。また、介護予防支援費の逓減制に含めるものか。今後の実施体制については、どのように考えているのか。

【回 答】

ご承知のとおり、総合事業においても、居宅介護支援事業者が要支援の利用者のケアマネジメントを受託できることとされていますが、この場合、受託件数に制限は設けられていません。また、受託件数は居宅介護支援費の逓減制には含めるものでもありません。すなわち、総合事業では要支援の利用者のケアマネジメントについて、居宅介護支援費の逓減制の影響を受けることなく、受託することができることとなります。



総合事業のサービスのみを利用する場合の「介護予防ケアマネジメント」については、初回の介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行うことが望ましいとされていますが、当市の利用者が増加傾向にあることから、一部を居宅介護支援事業所へ委託している状況にあります。